

この書き方は、「令和6年度市・府民税申告書 手引き」の「手順2 1 収入金額等、2 所得金額を計算する」に記載している給与所得・雑所得以外の所得のうち、**事業所得（営業等・農業）、不動産所得、配当所得（総合課税）、譲渡所得（総合課税）、一時所得**の書き方について記載しています。

分離課税の所得等その他の所得の書き方については、お手数ですが、市民税課までお問い合わせください。

手順2 ▶ 1 収入金額等、2 所得金額を計算する

所得の種類ごとに所得金額を計算します。

事業所得（営業等・農業）・不動産所得 → 1 ページ 配当所得（総合課税） → 2 ページ
 譲渡所得（総合課税） → 3 ページ 一時所得 → 4 ページ

事業所得（営業等・農業）・不動産所得

営業等所得	●卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業 ●医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業 ●漁業などの事業 など
農業所得	●農産物の生産、果樹などの栽培 ●養蚕、農家が兼営する家畜・家きんの飼育 ●酪農品の生産 など
不動産所得	●土地や建物、不動産の上に存する権利などの貸付けから生ずる所得

○事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

i. 裏面の「事業・不動産所得に関する事項」を作成します。
 別で作成した収支内訳書を添付していただいても構いません。

ii. 事業・不動産所得の金額を計算します。

「事業・不動産所得に関する事項」の「収入金額」欄の金額を右の計算欄Aに、「事業・不動産所得に関する事項」の「必要経費」欄の金額を右の計算欄Bに、「事業・不動産所得に関する事項」の「青色申告特別控除額」欄の金額を右の計算欄Cに転記します。

右の計算欄に従って事業・不動産所得の金額を計算してください。

計算欄

事業・不動産の収入金額	円	A
必要経費	円	B
青色申告特別控除	円	C
事業・不動産の所得金額 A-B-C	円	D

ii. 事業・不動産の収入金額を表面に転記します。

計算欄Aの金額を

- （営業等の場合）表面ア「営業等」に転記します。
- （農業の場合）表面イ「農業」に転記します。
- （不動産の場合）表面ウ「不動産」に転記します。

営業等	ア	円
農業	イ	
不動産	ウ	

iii. 事業・不動産の所得金額を表面に転記します。

計算欄Dの金額を

- （営業等の場合）表面①「営業等」に転記します。
- （農業の場合）表面②「農業」に転記します。
- （不動産の場合）表面③「不動産」に転記します。

営業等	①	
農業	②	
不動産	③	

配当所得（総合課税）

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などの所得

※上場株式等の配当等に係る配当所得について申告分離課税を選択する場合は、市民税課にお問い合わせください。

i. 裏面の「配当所得に関する事項」に記入します。

「配当所得に関する事項」の記載欄が足りない場合は、別紙を作成して添付してください。

「配当所得に関する事項」の「必要経費」は、株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限ります。

◎配当所得に関する事項

支払者の名称	支払確定年月	収入金額	必要経費
	.	円	円
	.		
	.		

ii. 配当所得の金額を計算します。

「配当所得に関する事項」の「収入金額」欄の合計額を右の計算欄Aに、「配当所得に関する事項」の「必要経費」欄の合計額を右の計算欄Bに転記します。右の計算欄に従って配当所得の金額を計算してください。

計算欄

配当などの収入金額	円	A
必要経費（負債の利子）	円	B
配当所得の金額 A - B	（赤字の場合は0円） 円	C

ii. 配当などの収入金額、配当所得を表面に転記します。

計算欄Aの金額を表面オ「配当」に転記します。

配	当	オ	
配	当	⑤	

計算欄Cの金額を表面⑤「配当」に転記します。

iv. 「配当控除の適用に係る配当所得明細書」を作成します。

「配当控除の適用に係る配当所得明細書」を作成して添付してください。

譲渡所得（総合課税）

ゴルフの会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得
譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。

保有期間が5年以内の資産の譲渡・・・短期譲渡所得

保有期間が5年を超える資産の譲渡・・・長期譲渡所得

i. 収入金額を確認します。

譲渡の対価として受け取った価額（譲渡価額）を短期譲渡所得と長期譲渡所得とに分けて確認します。

ii. 必要経費（取得費等）を確認します。

取得費等とは、譲渡資産の取得費から償却額相当額を差し引いた金額と、その譲渡に際して直接要した費用の額などの合計額をいいます。短期譲渡所得と長期譲渡所得に分けて確認します。

iii. 譲渡所得を計算します。

収入金額、必要経費（取得費等）を下の計算欄に転記して、計算欄に従って譲渡所得を計算してください。

計算欄（短期譲渡所得と長期譲渡所得に分けて計算します。）

短期譲渡所得	
収入金額（譲渡価額）	円 A
必要経費（取得費等）	円 B
差引金額（注）	円 C
A - B	円
特別控除額	円 D
Cの金額と50万円のいずれか少ない方の金額	円
短期譲渡所得の金額	円 E
C - D	円

長期譲渡所得	
収入金額（譲渡価額）	円 F
必要経費（取得費等）	円 G
差引金額（注）	円 H
F - G	円
特別控除額	円 I
Hの金額と（50万円-D）のいずれか少ない方の金額	円
長期譲渡所得の金額	円 J
H - I	円

※一時所得がある場合には、下欄は使用せず、一時所得の計算欄により計算します。

J × 0.5	円 K
総合譲渡・一時	円 L
E + K	円

（注）短期譲渡所得の差引金額C又は長期譲渡所得の差引金額Hがマイナス（赤字）のとき又は事業所得と不動産所得のいずれかが赤字のときは、所得の通算が複雑になります。市民税課へお問い合わせください。

iv. 上の計算欄の結果を裏面「総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に転記します。

上の計算欄の各項目の結果を下記の通り転記してください。

※一時所得がある場合は、L欄は転記せず、一時所得の計算後に記入してください。

◎総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額 - 特別控除額)
総合譲渡	短期	A 円	B 円	C 円	D 円	イ E 円
	長期	F	G	H	I	ロ J
一時						ハ
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。						ニ 合計 イ + [(ロ + ハ) × 1/2] L

v. 表面ロ「総合譲渡・短期」に計算欄Eの金額を、サ「総合譲渡・長期」に計算欄Jの金額を転記します。

総合譲渡	短期	ロ
	長期	サ

vi. 表面⑪「総合譲渡・一時」に計算欄Lの金額を転記します。

※一時所得がある場合は、L欄は転記せず、一時所得の計算後に記入してください。

総合譲渡・一時	⑪
---------	---

一時所得

臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得

- 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金
- 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金 など

i. 収入金額を確認します。

保険の一時金や満期返戻金の場合は、保険会社から提供される税務申告用の書類等を確認してください。

ii. 必要経費を確認します。

収入を得るために支出した金額を確認します。

保険の一時金や満期返戻金の場合は、保険会社から提供される税務申告用の書類等を確認してください。

iii. 一時所得を計算します。

収入金額、必要経費を下の計算欄に転記して、計算欄に従って一時所得を計算してください。

計算欄

一時所得の計算

一時所得の収入金額 (税込み)	円	M
収入を得るために 支出した金額	円	N
差引金額 M-N	円	O
特別控除額 Oの金額と50万円のい ずれか少ない方の金額	円	P
一時所得の金額 O-P	円	Q

譲渡所得と一時所得を合計

短期譲渡所得金額 譲渡所得（総合課税） 計算欄E	円	R
長期譲渡所得金額 譲渡所得（総合課税） 計算欄J	円	S
$(Q + S) \times 0.5$	円	T
総合譲渡・一時 R + T	円	U

(注) 事業所得、不動産所得、譲渡所得（総合課税）のいずれかが赤字のときは、所得の通算が複雑になります。市民税課へお問い合わせください。

iv. 上の計算欄の結果を裏面「総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に転記します。

上の計算欄の各項目の結果を下記の通り転記してください。

◎総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ
	長期					ロ
一時		M	N	O	P	ハ Q
ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]						ウ

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

v. 表面シ「一時」に計算欄Qの金額を転記します。

一時	シ	
----	---	--

vi. 表面⑪「総合譲渡・一時」に計算欄Uの金額を転記します。

総合譲渡・一時	⑪	
---------	---	--